

組合ニシテ一不都合ノ行爲アル場合ハ組合幹部ニ申告シテ下サル様願ヒマス  
 (組合ハ必ず正道ニ導クベク努力致シマス)

五、食料及衛生上ニ對シマシテ改善ヲ願ヒマス

六、私共ノ體育及娛樂修養ノ爲ニ其設備ヲシテ下サル様願ヒマス

七、從來ノ賃金が一般工場ヨリ非常ニ低廉ナルガ故ニ私共ノ生活ハ實ニ困難デアリヤス可憐ナ私共ノ爲ニ左ニ記シマシタ賃金ヲ與ヘテ下サル様願ヒマス  
 賃金ニ就マシテ

(イ) 繰上工ニハ

春挽中ハ平均点数ヲ六十錢トシテ下サイ

夏挽中ハ平均点数ヲ六十五錢トシテ下サイ

理由 一般製絲場ノ平均賃金ハ零點ヲ以テ標準トナシアルモ當製絲場ハ得點ト失點トヲ差引キタル差ヲ求メ其平均點ハ常ニ異動アルガ爲ナリ

(ロ) 傳習職工 夏挽賃金支拂方法ハ就業案内書ニ基キ試験法ニ依ツテ給料ノ支給ヲシテ下サル様願ヒマス

理由 最低ヲ十五錢トスルハ勿論ナレドモ其ノ得點高ニ應ジテ賃金モ又以上ノ支給ヲシテ下サイ

賞金ハ賃金ト別ニ給與シテ下サイ

(ハ) 再繰工ニハ

春挽夏挽ヲ通ジテ平均點ハ繰上工ト同等ニシテ下サル様願ヒマス

但シ最低賃金ハ四十錢トシテ從來ノ得點ヲ採點方法ヨリ除外シ別ニ賞點一點ヲ參錢以上支拂テ下サイ

傳習ハ成績ニ依ツテ四等級マデニ分ケテ下サイ

一等級ハ 一人 五十錢

二等級ハ 二人 四十錢

三等級ハ 三人 三十五錢

四等級 以下ハ 三十錢

(ニ) 男子ニハ

勤績年數及職務別ニヨリ支給シテ下サル様願ヒマス

蠅集、ガラ取 六十錢以上ニ願ヒマス

煮 繭 工 七十五錢以上ニ願ヒマス

雜 役 六十五錢以上ニ願ヒマス

男女事務員 七十錢以上ニ願ヒマス

甲種ハ賃金確立セザル爲メ昨年度ノ賃金率ニ賞與金ヲ加算シ本年度ノ給金ト見做シテ左ノ割合ヲ以テ増給シテ下サル様願ヒマス

現給 一圓以下 三割

全 一圓五十錢以下 二割

全 二圓以下 一割五分

全 二圓以上 一割以上

甲種従業員ニ對シテモ精算帳ヲ明カニシ任意貯金通帳ヲ渡シテ下サイ

賃金ハ法規ニ基キ支拂テ下サル様願ヒマス

右七ヶ項目は可憐な私共の切なる御願ひであります、何卒御承認下さる様願ひます

昭和二年八月 日

日本労働總同盟  
 全日本製糸労働組合  
 第十五支部従業員一同

合名會社林組

代表者

林今朝太郎殿